

① 交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名		
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	円	損金不算入額 (1)-(4)	5	円
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9	円
交際費	円	円	円		円
計					

御注意
432 1 (2) (1)
税租支支(1)×(3)
税特別措置法第61条の4第4項に規定する飲食費について同項第2号の規定を適用する場合には、同法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので、御注意ください。
理方式を適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。
欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。
(1)当期の月数×(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。)：「1」の金額又は「八〇〇万円以下」の金額を記載します。
(2)当期の月数×(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。)：「1」の金額又は「八〇〇万円以下」の金額を記載します。
欄には、(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額により計算した金額のうち少ない金額は科目にとらわれず交際費等に該当するものの全てを記載してください。
欄には、(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額により計算した金額のうち少ない金額は科目にとらわれず交際費等に該当するものの全てを記載してください。